

Homamar

向日葵

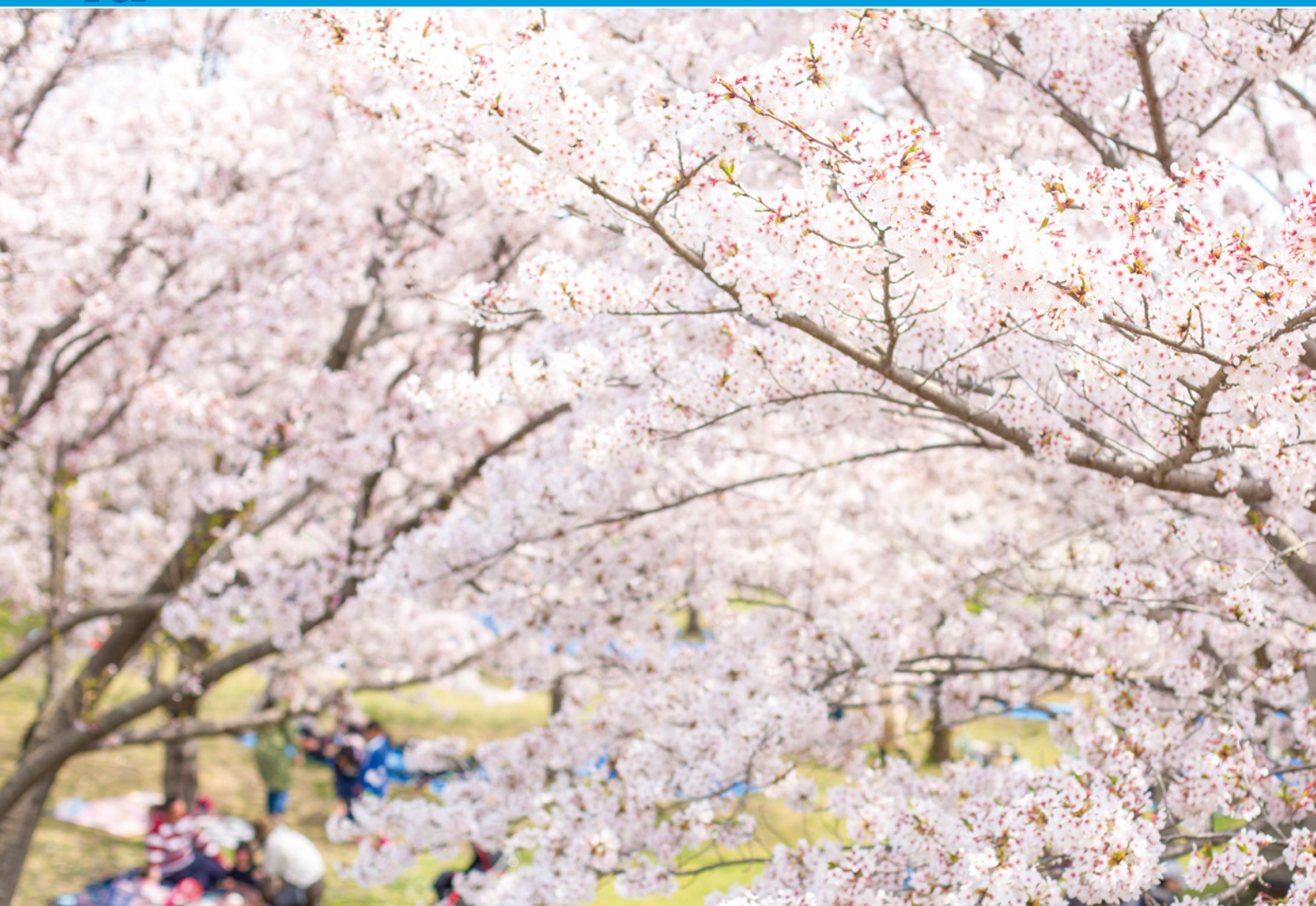
令和4年
第280号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



公益社団法人 東村山法人会

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp



桜 花見

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	立川都税事務所からのお知らせ……………	13
税務署だより……………	4-5	【ご案内】本部通常総会／厚生親睦ゴルフ大会／	
令和4年度税制改正大綱……………	6-7	各ブロック報告会・研修会……………	14
わかりやすい事業承継／		法人会入会案内／新入会員紹介コーナー／	
絵はがき展示報告等……………	8	インターネットセミナー等のご案内……………	15
地域の名所／地域のイベント情報……………	9	人人……………	16
社労士column……………	10	確定申告陣中見舞・タオル寄付等／	
会社紹介……………	11	生活習慣病健診実施報告……………	17
【ご案内】本部研修会／法人会セミナー／ビジ		支部活動実施報告／	
ネスマナー研修／源泉所得税実務研修会…	12	コロナワクチンブースター接種……………	18
【実施報告】インボス制度説明会／		福利厚生制度受託会社コーナー……………	19
オンラインコミュニケーションセミナー……	13	recipe／HPリニューアルのご案内……………	20

経営者は**脱税**という言葉

税理士も経営者も脱税という言葉を理解して使っているのだろうか。申告漏れと脱税とは、全く違うのである。

脱税とは簡単に言うと刑事事件となって刑事裁判で有罪判決を受けるということだ。

10年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金、またはこれらを併科となる。法人税法第159条

懲役刑は金額にもよるが、初犯ならば執行猶予は付く。平均2年弱ぐらいだ。罰金は脱税額の1－3割ぐらいか。

これに対し、申告漏れとは日常の税務調査で指摘された売上計上漏れ1000万円だとか、在庫計上漏れ500万円で、単に修正税額が生じることである。

通常の税務調査には罰金も懲役刑もない。延滞税等のペナルティはある。言うまでも無く、通常は強制捜査ではない。(通常の税務調査も強制と言えそうだが)

くどいが申告漏れと脱税とは違うのである。にもかかわらず、厳密な区別がされない。

税務署の職員でも時々ただの税務調査で、「これは脱税ですね。」などと500万円程度の売上計上漏れで、納税者を心理的に追い詰めるためにわざとつぶやくと聞く。税理士でも日常、「これは脱税になるかも。」などと顧問先を牽制することもあると聞く。気持ちとしてわからないでもない。

が、これは違う。

それでは「脱税」とはどのような法律に根拠があるのであろうか。

「脱税」とはかつては、国税犯則取締法といういかめしい法律条文の中に根拠があった。

が、近年、国税通則法に編入の上、再構築する法改正がされ、2018年4月1日から施行された。

改正とともに査察調査ではITデータ等の強制捜査や夜間の強制捜査も出来るようになった。(国税庁等の査察調査)

国税庁は脱税事件について、ホームページで毎年6月ごろ「査察の概要」という報告をしている。A4で8ページあるのでごく一部を紹介する。

〈以下引用開始〉

令和2年度の取り組み

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、83件を検察庁に告発、告発した査察事案に係わる脱税総額は69億円でした。1件当たりの脱税額は総額分(80百万円)、告発分(83百万円)とも前年度より増加したほか、告発率(73.5%)は平成20年度以来の高水準となりました。

〈引用終わり〉

これは国税庁と全国の国税局等が検察庁に刑事告発した数である。83件とは少ないではないか！(怒。例年は120件前後であるようだ。

脱税事件の場合、国税庁案件でも、まずは検察庁にこの人(会社)は有罪ですと訴えなければならない。検察庁はそこで国税庁の言い分が正しいことを問い調べる。その後やっと裁判となり、その手続きは簡単なことではないのだ。

だから脱税となる金額ベースからの見地では、告発に至るのはおよその目安がある。かつては1億円ぐらいとささやかれていたが昨年3000万円の脱税報道があった。

告発にいたるにはこうした金額に加えて、偽りその他不正の行為があること、税を免れた結果があること、犯意(故意)があることなどがあげられる。いくら修正税額が多くても、そこに犯意が無ければ脱税事件とはなりにくい。具体的には証憑書類の隠匿や名義の仮装などがあげられる。

簡単に使ってはいけない

税理士 下田 壮一



さて告発されると、左記の83件のうち何割かはマスコミ報道もされる。直近の脱税事件をグーグルで検索してみた。この結果を見ると、どこの報道機関も同じ様な形式で報道している。どこの国税局か、いくら所得を隠したのか、その脱税額、その税目、その告発理由、は必ず報道される。直近9つの報道をまとめてみた。
(罰金は確定した件のみ)

SEARCH!



報道機関 報道日付	主たる税目 脱税額 理 由	個人・法人 罰金
テレビ熊本 2022/3/19	法人税 4900万円 共謀し、領収書の改ざんをして架空の経費を計上するなど	法人
朝日新聞 2021/11/29	所得税 5300万円 受け取ったリポートなど税務申告せず	個人 1600
時事通信 2021/11/30	法人税 1億2500万円 売り上げの一部を除外する方法	法人
NHK 2021/9/17	法人税 1億3800万円 土地取引をめぐる会社の売り上げを過少に申告	法人
NHK 2021/6/28	所得税 8300万円 復興事業で下請け業者から謝礼金として受け取り未申告	個人
埼玉新聞 2021/7/16	法人税 3400万円 架空外注費を計上するなどの方法	法人
産経新聞 2022/2/1	源泉所得税他 1億7100万円 キャバクラの従業員の給与から源泉徴収しないなど、	個人 3500
朝日新聞 2021/10/1	関税消費税 3億2000万円 購入価格を実際より低く偽って税関に申告	法人個人
朝日新聞 2021/7/9	消費税法法人税 2億円 虚偽の申告をして消費税など約2億円を脱税した	法人

これを見ると脱税額は一億円ぐらいい。が、架空経費等の犯意による場合は、金額が低くても告発されているような傾向はあるかもしれない。

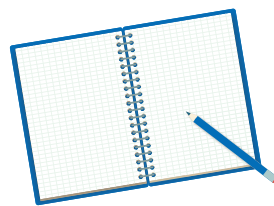
それでは私、税理士下田壮一が脱税事件に関係した事があるかと聞かれれば無い。(笑。これからは無いであろう。脱税は年間全国で120件前後しかない事件とすると、東京管内でも40-60件ぐらいか。



脱税という言葉はその頻度の少なさにもかかわらず、日常には反比例して出てくる。

その理由を自分なりに考えてみることにした。

後編 (次号) に続く



Profile 下田 壮一

小平市小川駅西口そばで
税理士事務所経営

平成12年税理士試験合格
同16年1月独立。30歳まで
信金職員。57歳。

小平市等で税務相談年間

10日以上、法人会の決算法人説明会等で
毎年、講師を務める。

経営革新等支援機関(同31年更新)、支援
金等事前確認機関登録。



■事務所所在地

小平市小川西町4-17-21 下田ビル5階

■TEL 042-341-1964

■E-mail souiti@msi.biglobe.ne.jp

税 務 署 だ よ り

令和3年分の確定申告の振替納付日について

●期限内に申告された方で振替納税をご利用の方

所得税及び復興特別所得税の確定申告	令和4年4月21日(木)
個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	令和4年4月26日(火)

●申告・納付期限の延長をされた方で振替納税をご利用の方

所得税及び復興特別所得税の確定申告 (3月16日(水)から4月15日(金)までに申告された方)	令和4年5月31日(火)
個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告 (4月1日(金)から4月15日(金)までに申告された方)	令和4年5月26日(木)

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

インボイス制度説明会開催のご案内

次の日程でインボイス制度説明会を開催いたします。

開催日	時 間	開催場所	定 員
5月10日(火)	15:00～15:30(30分)	東村山法人会館 3階会議室	20名
5月18日(水)	14:00～15:00(1時間)		
5月25日(水)	15:15～15:45(30分)		
6月 7日(火)	15:00～15:30(30分)		
6月16日(木)	14:00～15:00(1時間)		

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきます。事前に東村山税務署法人課税第1部門(042-394-6811内線313)まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

2022年度 税務職員募集 国税庁経験者(国税調査官級)募集

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、志~
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員募集

◆ 受験資格

- 1 2022(令和4)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2019(平成31)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2023(令和5)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

◆ 申込手続

- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
- 2 受付期間
令和4年6月20日(月)9時から令和4年6月29日(水)[受信有効]まで
- 3 受験案内交付期間
令和4年5月6日(金)から令和4年6月29日(水)まで
9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

人事院国家公務員試験
【採用NAVI】



◆ 試験日

- 第1次試験 令和4年9月4日(日)
第2次試験 令和4年10月12日(水)から令和4年10月21日(金)までのうち指定された日時

国税庁経験者(国税調査官級)募集

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。試験の概要については下記のとおりです。なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修後、各国税局(国税事務所)が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

記

- ◆ 試験概要 2022年度の試験概要については、令和4年7月以降に人事院及び国税庁ホームページへ掲載される予定です。

【参考：2021年度の実施状況】

- ◆ 最終合格者数(全国)：94名
- ◆ 受験資格 2021年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◆ 試験日程
 - (1) 受験申込受付期間 令和3年8月2日(月)9時から8月16日(月)[受信有効]まで
 - (2) 第1次試験 令和3年10月3日(日)
第2次試験 令和3年11月6日(土)、7日(日)、13日(土)又は14日(日)
で指定する1日
第3次試験 令和3年12月上旬又は中旬で指定する1日
 - (3) 最終合格発表 令和3年12月23日(木)

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ
「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。
【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表)03-3542-2111 内線2162・2163



採用関係
お役立ち
リンク集

令和4年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の宥恕措置、 「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。
主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与で比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乘せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が15%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、下記のとおり

- ①10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度
- ②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる制度
- ③一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度

の3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

■隠蔽仮装行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。

- ①帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
- ②帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額

令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	2,000万円		10年

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅			
令和4年・5年	5,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	4,500万円		

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
ZEH水準省エネ住宅			
令和4年・5年	4,500万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅			
令和4年・5年	4,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,000万円		

※ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等
②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いました。配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができますようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

■国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければならないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることとされます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

相続税・贈与税

■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日までへと2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることになります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

■電子取引の電磁的記録の保存義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われます。

☆記事内容についてのお問合せは ...

TIS 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

第7回

わかりやすい 事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の
上甲寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関す
る無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師として
お世話になっております。

今期も連載することとなりましたので、引き続きよろしくお
願いいたします。

さて今回は、事業承継税制の特例を適用するために必要
な「特例承継計画」の記載方法などについてお伝えしました。

この特例承継計画を、当初の予定から1年延長された「**令和6年3月末**」までに、申請会社の本社のある都道府県に提出
すると、**特例による**非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予
が受けられる「権利」が与えられます（**特例は**、贈与税・相続税
共に、全議決権株式の**3/3**までの**100%**が納税猶予されます）。

上記特例による贈与税・相続税の納税猶予については、**令和9年12月末まで**のものについて有効となりますが、今回は、
事業承継税制の活用を検討する場合、「一体いくらくらいの
株の価格になったら使った方がよいの？」か、最も多い経営者
からのご質問に対し、イメージしやすい様、具体的にシミュ
レーションしてみたいと思います。

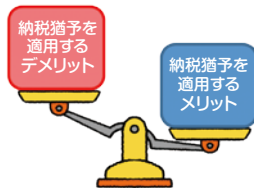
この事業承継税制を適用するか否かの**ボーダーライン**に
ついて、一つの目安としては、非上場株式の課税価格（株の

価値）が**1億円**以上あればデメリットよりもメリットの方が明ら
かに多いのではないかと思います。

例えば、自社1株あたりの株式の評価額が50万円で、200
株持っている先代経営者だったとします。この場合、上述の通
り、ボーダーラインの1億円の価値のある株式となります。この
株式を贈与にて受け取る方法が2つあり（詳細については
向日葵第277号のコラムをご参照ください）、相続時精算課
税（2,500万円まで贈与時税金が掛からず、2,500万円を超
えた額については一律20%の税金に係る課税方式）による
贈与だと1,500万円の贈与税を納めなくてはなりません。これ
が、暦年課税（110万円までは毎年無税で、110万円を超
えた額については累進課税）の場合では、4,799万5,000円
という、非常に高額な贈与税となってしまいます。

もちろん、税金を原則現金一括で納税することが出来れば、
特に問題ありません。しかし、数千万円の税金を支払うお金
を用立てることは、通常簡単なこと
ではありません。そのために平成
20年に創設されたのが、事業承
継税制（贈与税・相続税の納税猶
予制度）です。

事業承継税制の線引きのボー
ダーラインを課税価格1億円とし
て設定すると、1億円を超えていけば行くほど、金銭的なメリッ
トは増大し、逆に1億円未満であればあるほど、メリットが減少
していきます。これらメリットと、行政手続きの煩雑さ等、デメ
リットを天秤にかけて、事業承継税制の適用について検討し
てみてください。



事業承継税制の主なメリット・デメリット	
メリット	デメリット
- 本来支払わなければならない税金が猶予（一定の場合免除）されるので後継者の金銭的負担が大幅に軽減する 5年間都道府県へ報告すると、5年分の利子税が免除される	- 手続き煩雑 - 手続きを怠る等納税猶予が打ち切りになった場合、納税猶予額は勿論、利子税の支払いにも必要になる

プロフィール

執筆：中小企業診断士 **上甲 寛**

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマ
ネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。
近年は、事業承継全般（経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継。
M&Aを活用した第三者承継）業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートし
ている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



事務所

株式会社 国土工営（認定経営革新等支援機関）
〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号S&Sビル2階
TEL ▶ 03-5227-3601 / FAX ▶ 03-5227-3604
E-mail ▶ joko@kokudokoue.co.jp
http://www.kokudokoue.co.jp/

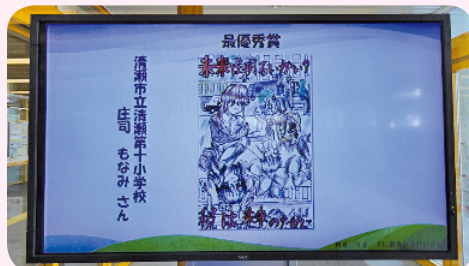
絵はがき展示 【女性部会】

令和3年度の税の絵はがきコンクール優秀作品を東村山税務
署と立川都税事務所の協力のもと、確定申告の期間中、税務署
確定申告会場と都税事務所入口に展示いただきました。確定申
告は終了しましたが、引き続き、税務署1階ロビーにて展示し
ております。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。

東村山税務署
申告会場



立川都税事務所
入口

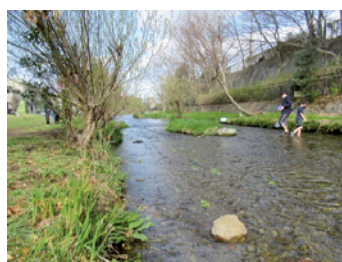


地域の名所

落合川いこいの水辺

落合川いこいの水辺は、環境省の「平成の名水百選」に都内で唯一選ばれた「落合川と南沢湧水群」の中の一つです。東久留米駅から徒歩約10分にあります。水辺には歩道から下りることができ、そのまま浅瀬の川で遊べます。また水辺はピクニックを楽しむのに十分な広さがあります。レジャーシートやテントを拡げて家族団らんパーティーや団体でスイカ割りを楽しめます。

湧水なので水がきれいで、子どもたちは泳いでみたり、いろいろな動物や植物を探索したりして楽しんでいます。夏休みの自由研究に良いです。また、川なので川底の石は尖ったのが少なく、足ツボに効いて気持ちがいいです。春を探しに散策してみたいはいかがでしょうか。



■場所：東京都東久留米市南沢1-15

西東京市

地域のイベント情報

清瀬市

ENJOYニュースポーツ 2022 (前期) 開催!

誰でもすぐにゲーム(ユニカール、ボッチャなど)が楽しめます。

普段運動していない方、障害のある方もご参加ください。

❖ 日程：4月24日(日)・5月29日(日)・6月26日(日)・7月31日(日)・8月28日(日)

❖ 時間：午前9時30分～11時(受付:9時20分)

❖ 場所：スポーツセンター

❖ 対象：在住・在勤・在学で小学生以上(小学3年生以下は保護者同伴)

❖ 持ち物：室内用運動靴・運動ができる服装・タオル・飲み物など

❖ 定員：30人(申込順)

❖ 申込方法：各月の15日から電話で下記へ
※15日が、(土)・(日)・(祝)の場合は、翌開庁日にご連絡ください。

◆スポーツ振興課(田)(☎042-420-2818)

三井住友海上文化財団ときめくひととき第933回 「通崎睦美の木琴日和」

今回使用される木琴は、戦前のアメリカで活躍した木琴の巨匠・平岡養一(1907-1981)が愛用した1935年製の大型木琴。「木琴とマリimbaはどう違う?」そんなお話も交えながらの親しみ溢れるコンサートです。

❖ 日時：5月28日(土) 開演14時(開場13時30分)

❖ 場所：清瀬けやきホール

❖ 出演：通崎睦美(木琴)、松園洋二(ピアノ)

❖ 曲目：モンティ：チャールダシュ

モーツァルト：アイネ・クライネ・ナハトムジークより
第1楽章

ロドリゲス／平岡養一版：ラ・クンパルシータほか

❖ 費用：全席指定・未就学児入場不可

一般2,000円、友の会1,500円、学生1,000円、ペア3,500円、障がい者割引1,000円(ご本人、付添い1名・要証明)

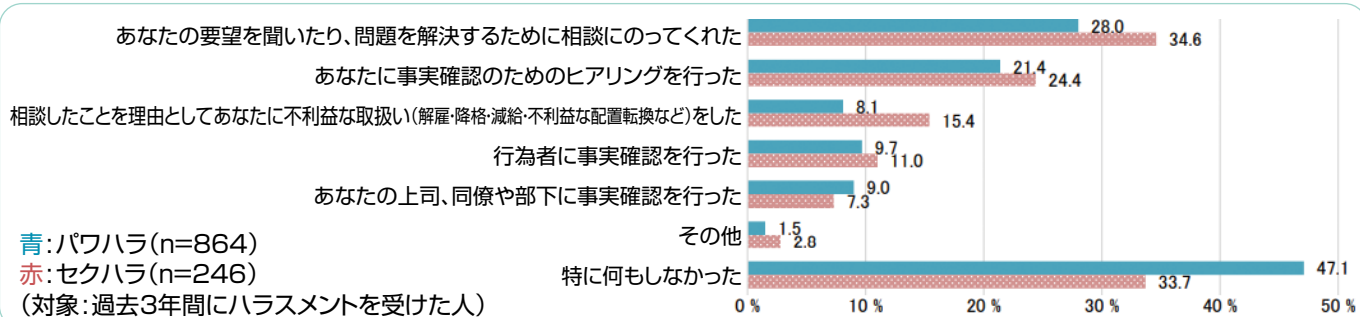
※三井住友海上文化財団の助成により特別料金に設定しています。

❖ チケットの購入：直接窓口または電話で清瀬けやきホール ☎042-493-4011、チケット販売サイト「カンフェティ」にて



いよいよ中小企業にも パワハラ防止法適用!

- ① 本号が発行されている令和4年4月下旬には、既に4月1日からいわゆるパワハラ防止法が中小企業でも適用されておりますが、前々号、前号とこの法律の施行された背景や会社としての具体的対応を取り上げてまいりました。
- ② ところで、令和2年10月に実施された労働者の方々へのハラスメントに係る実態調査のアンケート結果の一部(ハラスメントを知った後の勤務先の対応:複数回答)が下図で示されております。(出典:厚労省委託事業 職場のハラスメントに関する実態調査)



- ③ ②の図により、ハラスメント事案が発生したときに50%近くが放置されたままになっています。しかし、そのときこそしっかりと社内外相談窓口が機能し、会社全体として次の点に配慮して対応することが大変に重要です。
- ① 相談内容を十分に検証して問題の核心を把握すること
 - ② 行為者に対する適正な処分を行い、有効な再発防止対策を実施すること
 - ③ ①、②を通して職場環境の改善に継続的に取り組み、並行して長時間労働や安全衛生法違反(高所作業者の安全ベルト未装着など)を是正すること
 - ④ 相談者への不利益取扱は厳禁とすること
 - ⑤ 事案に関するプライバシーを保護すること
- ④ ③の各課題にしっかり取り組むことで、職場のハラスメントの放置から次のリスクが生じることを防止することができます。
- ① 職場の労働環境が悪化して著しく生産性が落ちる
 - ② 従業員さんのモチベーションが下がり、職場の雰囲気が暗くなる
 - ③ 円滑な社内コミュニケーションが取れなくなる
 - ④ 優秀な従業員さんの離職が増える
 - ⑤ 会社の信用リスクが増大し、損害賠償請求の対象となる
- 今現在、ハラスメント防止措置の対応に全く手つかずの会社は、お気軽に法人会事務局へご相談下さいますようお願い申し上げます。

筆者紹介 石津 雄美(いしづ たかよし)

2022年4月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
 オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、
 ワンストップソリューションサービスチーム=NCVPI主宰)
 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ) 会員



略歴
 ■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
 ■保有資格 年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
 ■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
 ■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

事務所
 ■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
 ■TEL 090-1738-7991
 ■e-FAX 03-4496-5373
 ■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
 ■HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>



NANDOMI合同会社

CEO 内野 敏樹

- ▶所在地 東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル2階
- ▶連絡先 03-4400-5382
- ▶西東京第4支部 賛助会員

■会社概要

弊社NANDOMI合同会社では店舗ビジネス向けに特化したWEB制作、Google Map最適化など、店舗集客の経営コンサルティングを行っております。コロナ禍において、新規顧客の集客は今までより重要となっています。生活様式が変化している状況下においては、今までの店舗経営では通用しません。時代に合った、効果的な店舗集客のお手伝いをさせて頂いております！

■創業について

新卒で営業としてキャリアをスタートさせ27歳で個人事業主として独立、IT企業での新規事業立ち上げを経験し、28歳で法人化いたしました。サラリーマン時代に、経営者と商談をする中で『集客や、ITは便利なのはわかるが、うちでは使いこなせない。ITやマーケティングなんてやっても無駄だ。』こんな声をよく頂いておりました。使いこなせないのではなく、変化に対応することを恐れている経営者を減らさないといけない。この思いこそがNANDOMIの始まりです。

日本は諸外国と比較してもIT化が中々進まない課題があります。この課題を解決するために、何度でも頼れるIT企業を



キャッチフレーズとし、お客様と二人三脚で集客、いわゆるマーケティングのご支援を行っております。NANDOMIは常に挑戦し、ワクワクする日本社会実現を目指します。

今後は東村山地区の店舗ビジネスのお客様へ集客、マーケティングのご支援の提供を行ってまいります。マーケティングの重要性を肌で感じて頂き、地域と一緒に成長し、一度や二度？いや、何度でも頼れるIT企業をモットーに成長していきます。

ご案内

本部研修会のご案内

無 料

日 時 令和4年6月2日(木)
16時10分～17時40分(予定)

会 場 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)

講 師 落合 博満 氏(元プロ野球選手)

参加費 無料 ※詳しくは同封のチラシをご覧ください。



本部研修会 講師

東村山法人会

セミナーのご案内



参加費
無料!!

セミナー名	月日(曜日)	時 間
決算法人説明会	令和4年 5月10日(火)	13時～15時30分
税務教室「役員給与の概要」	5月17日(火)	15時～16時
新設法人説明会	5月25日(水)	13時～15時45分
決算法人説明会	6月 7日(火)	13時～15時30分
税務教室「減価償却の計算方法」	6月14日(火)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。

決算法人説明会と新設法人説明会は
事前申込をお電話で承ります。

▶▶ ☎042-394-7654

ご案内

ビジネスマナー研修のご案内

新入社員のための！中堅社員のマナーの再確認にもお勧めします！

- 日 時：令和4年5月12日(木)10:00～16:00
- 会 場：東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 講 師：三澤 雅史 氏(ミサワTG&Sオフィス㈱代表取締役)
- 参 加 費：正会員1,000円／1名 賛助会員1,500円／1名
非会員2,000円／1名
- 申込方法：右記QRコードでお申込み下さい。 定員20名



ご案内

源泉所得税実務研修会のご案内

無 料

源泉所得税の基礎から応用までを、税務署担当官が、問題演習と解説講義形式で行います。
新任者の方も実務経験者の方もご参加ください。

- 日 時：令和4年5月24日(火)14時～16時
- 会 場：東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 講 師：東村山税務署担当官
- 参 加 費：無料
- 申込方法：右記QRコードでお申込み下さい。 定員20名(先着順)



※上記の研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、開催を取り止めや延期することがあります。細部は事務局へお問い合わせ下さい。

報告

インボイス制度説明会 実施報告

3月16日(水)、東村山法人会館において、三密防止を図りながら「インボイス制度説明会」を開催しました。講師の東村山税務署法人課税第1部門真木法人審理担当上席からインボイス制度の基本的な仕組みについてご説明をいただきました。

なお、本セミナーは5月以降も月1回実施する予定です。是非、ご参加をお待ちしています。



▲ 真木法人審理担当上席

報告

もっと伝わるオンラインコミュニケーションセミナー 実施報告

3月18日(金)東村山法人会館において、「もっと伝わるオンラインコミュニケーションセミナー」を開催しました。講師にカスタマーズ・ファースト(株)代表取締役片桐あい氏をお迎えし、オンライン会議やセミナーにおいて、自分の意見等をより良く伝えるためのコツをご説明いただきました。なお、本セミナーはハイブリッドにより実施し、ご来場が難しい方にも受講していただきました。

また、受講者から「学習したことを今後、活用していきたい」と感想をいただきました。



▲ 片桐あい氏



▲ セミナー状況



▲ ZOOM画像

立川都税事務所からのお知らせ ー東京都主税局についてのお知らせー

5月は自動車税種別割の納期です

令和4年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月2日(月)に発送します。
5月31日(火)までにお納めください。

ご利用になれる納税方法

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

スマホアプリ



クレジットカード

インターネットの専用サイトから納税が出来ます。



インターネットバンキング
モバイルバンキング
ATM

ペイジーにて納税ができます。



コンビニ



窓口

金融機関、郵便局、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口



～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。)
車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066(平日9時～17時)

主税局HP
都税の支払い方法



ご案内

公益社団法人 東村山法人会 第10回 通常総会

期日 令和4年 6月2日(木)

場所 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)

※引き続き同会場において本部研修・交歓会(懇親会)の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大状況を見ながら検討中です。決まり次第ホームページ等でご連絡いたします。



昨年度通常総会

ご案内

東村山法人会 第27回 厚生親睦チャリティゴルフ大会

日時 令和4年5月27日(金) スタート8時 雨天決行

会場 高坂カントリークラブ(東松山市高坂1916-1)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては開催を取り止めや延期とさせていただきます場合があります。詳細は事務局へお問合せいただくかホームページをご確認ください。



令和元年度

ご案内

各ブロック等 税制研修会&報告会のご案内

税制研修会『令和4年度税制改正と消費税インボイス制度について』は
どなたでも参加できます。(参加費無料・申込不要)

※報告会、交流会は会員のみご参加頂けます。

※ただし、新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては開催を取り止めや延期とさせていただきます場合があります。詳細は事務局へお問合せいただくかホームページをご確認ください。

お問合せ 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

支部等	日にち	スケジュール	場 所
東村山ブロック	5月20日(金)	スケジュール詳細は調整中です。 決まりましたら各ブロック会員にご案内します。	東村山法人会館
小平ブロック	5月18日(水)		一龍
西東京ブロック	5月25日(水)		谷戸いちようホール
東久留米ブロック	調整中		東久留米商工会館
清瀬支部	5月19日(木)		清瀬商工会館
青年部会	4月22日(金)	14時30分 税制研修会 15時30分~ 報告会 16時40分~ 経営講演会* 18時~ 交流会 *講師: お笑い大道芸 つねむね氏	東村山法人会館 (交流会場は 海鮮館 義 久米川店)
女性部会	4月21日(木)	15時30分~ 報告会 16時~ 税制研修会	東村山法人会館

※日程等は変更になる可能性があります。

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- ☐ 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- ☐ 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- ☐ 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- ☐ さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- ☐ 著名な講師の講演を聴きたい!
- ☐ 地域社会に貢献したい!
- ☐ 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

新入会員紹介コーナー



日本郵政グループは創業から150年を迎えました。『かんぽ生命保険 武蔵野支店は“企業の担当部署”お客さまのご担当として、地域の会社で働く社長さまと従業員さま、そしてそのご家族をお守りする。』この理念のもと地域の経済と社会の発展に尽くして参りますので、これからもよろしくお願いいたします。この度、東村山法人会に加入させて頂く事で地域の会社さまの課題解決にお力添えできればと思っております。地域の皆さまと歩んでいける生命保険会社となるよう邁進してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

- 法人名 (株)かんぽ生命保険 武蔵野支店
- 代表者 岡田 竜介
- 住 所 武蔵野市中町 1-15-5-5 三鷹高木ビル 5F
- TEL 0422-38-9121 ■ FAX 0422-38-9118
- 支 部 東村山第3支部(賛助会員)



新入会員紹介

自 令和4年1月1日～至 令和4年2月28日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業 種	電話番号
西東京第4支部	西東京市保谷町3-12-19	(株)メイシー	荒井 俊介	調剤薬局 (ひまわり薬局)	042-452-6736

ご案内

東村山法人会より
無料インターネットセミナーのご案内

無 料

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **東村山法人会** で **検索**

ID・パスワードを入力することにより、
全コンテンツ約600本のセミナーが
ご覧いただけます。

ID・パスワードは事務局にお尋ね下さい。
☎ 042-394-7654

公開中コンテンツ一例

	セミナー名	講 師	分数
人材 研修 育成	刑事メンタルでピンチをチャンスに(1)	森 透匡	7分
	ハラスメント講座	尾花 彰	67分
労 務	新しい働き方を考える ～こんな支援策があるの?～	増田 豊	45分
	人事労務 基礎講座	野澤 直子	98分

ひとひと

東村山第6支部 広報委員
有限会社トップウイング
代表取締役

佐々木原 幸一さん

私の生まれ故郷はねぶたと豪雪で有名な青森県の津軽地方ですが、大学4年間は福島県郡山市で過ごしました。

故郷を出る際に教育者だった父親から受けたアドバイスが社会に出てから今日までの私の人生に本当に役立ちました。

「お前に入る大学は一番の成績で卒業しても会社での出世にはなんの役にも立たない。日本一学生の多い大学だから4年間で一生付き合える仲間と出会え」と。

これを真に受けてワンダーフォーゲル部に入部し、ろくに勉強せずに山登りばかりやっておりました。

その時の仲間とは今でも集まって飲食や旅行をし、昔話に花を咲かせております。

また、登山のお陰で足腰は丈夫で70歳を過

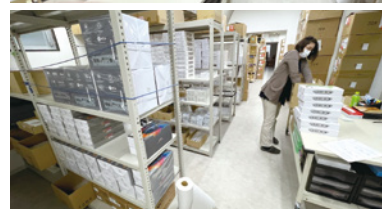
ぎた現在も雨の日以外は毎朝1時間以上のウォーキングを日課としております。

幸いにも趣味の一つであるオーディオを職業にでき、オーディオメーカーに16年、オーディオ製品の輸入商社に2年の勤務を経て独立起業しました。

その頃は日本経済がバブルの崩壊から抜け出せずにいた時期であり、日本のオーディオメーカーはそのほとんどが消え去るという暗黒の時代でした。

その逆風の中でも海外製品は音の良さから堅調で、オーディオ製品輸入商社(輸入元)として会社を継続でき個人事業で3年、法人として現在26期目となります。

4年前になります「人生最後の無駄遣い」と自ら設計に携わったレコード針「青龍」と「朱雀」は日本の技術を結集した傑作として国内外で高い評価を得、売り上げとともに会社の知名度を上げることに変に役立ち



ました。

それに刺激を受けた若いスタッフたちが新しい商品の開発に着手し、その自社製品が好評を得ていることは昨今の大きな喜びです。

息子二人は公務員として活躍しており、親の会社を継ぐつもりがないようなので意欲的な若い後継者を育てることも現在の大切な仕事となっております。

昨年は製品開発、貿易業務、修理業務、顧客サポート、物流(製品出荷)などのグループ企業内の業務を集約して行うオペレーションセンターを千葉県松戸市に新設し、週に1〜2度はそこに出勤いたしております。

好きな言葉は「二騎当千」、嫌いな言葉は「指示待ち」、社員の教育もまさにこの通り行っております。

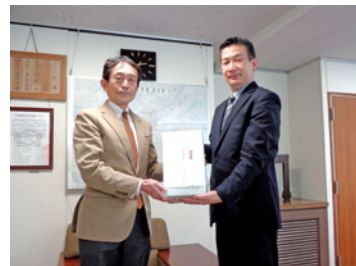
TOP Wing Cyber sound Group 代表、
有限会社トップウイング 代表取締役

佐々木原 幸一

陣中見舞・寄付活動報告

★確定申告陣中見舞報告

今年の確定申告も新型コロナウイルスの影響で三密防止を図るため、事前予約やe-Taxの推奨等が行われましたが、例年通り約2万3千人の来場があり、丸山税務署長以下一丸となり対応に当たりました。2月9日(水)に恒例の確定申告陣中見舞いとして、村野東村山法人会長より申告会場で使用いただく法人会特製ボールペン200本を進呈いたしました。



村野会長 丸山東村山税務署長

管内寄贈活動報告

★各ブロック 3月23日(水)から25日(金)にかけて、今年も新型コロナウイルス感染症等への対応用として、各ブロック長から社会福祉協議会に寄付を行いました。



東村山市社会福祉協議会
白石ブロック長(右)



小平市社会福祉協議会
小川ブロック長(左)



西東京市社会福祉協議会
鎌田ブロック長(左)



東久留米市社会福祉協議会
高橋ブロック長(右)



清瀬市社会福祉協議会
細山副会長(右)

★女性部会 タオル1本運動 女性部会

女性部会では、地域への社会貢献活動として、会社や家庭等で余っている未使用タオルを持ち寄り、社会福祉協議会等へ寄贈する「タオル一本運動」を行っています。

寄贈先は管内五市のローテーションとし、3月23日(水)、東久留米市社会福祉協議会へタオル100本を寄贈しました。



東久留米市社会福祉協議会
大島副部会長(右)

(一部写真撮影のため、マスクを外していただきました。)

生活習慣病健診報告

2月中旬から下旬にかけて令和3年度2回目の(一財)全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が管内各所(ハミングホール、東久留米スポーツセンター、こもれびホール)で実施されました。

日本人の死因の約6割は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病です。生活習慣病の予防と早期発見・早期治療が大切です。また、新型コロナウイルス抗体検査がオプションで追加され、過去の感染の有無が分かる様になりました。経営者や従業員とそご家族のために定期的な受診をお勧めします。法人会員は割引価格で受診できます。細部は下段をご確認ください。なお、次回は7月、8月に予定しています。是非、ご受診下さい。



《健診会場》

報告

西東京第1支部

社会福祉法人に対する社会貢献活動

西東京第1支部では令和4年2月21日(月)午後2時より、社会福祉法人 東京聖新会様の玄関前で社会貢献活動の一環としてN95マスク15箱とサージカルマスク15箱の寄付を行いました。東京聖新会様が地域の介護・福祉サービスの推進に大きく寄与されていることはかねてより知っていましたが、同時にコロナによる影響を受けていること、そして現場の施設では医療用のマスクが不足していることを聞き、役員全員が即、マスクの寄付を実行しようということになりました。

次に訪れた社会福祉法人 田無の会たんぽぽ様では空気清浄機3台の寄付を行いました。たんぽぽ様は地域での知的障害者の支援にたいへんな貢献されていますが、長らくコロナにより大きな影響を受けている施設の一つです。ご希望の空気清浄機は施設内で生活する人、働く人にとってコロナ感染拡大予防に有効な寄付であると感じています。それぞれの贈呈式には戸塚新一支部長ほか役員6名が参加し、代表者の方から「心の通ったご配慮に感謝するとともに職員一同これを胸に刻み、地域社会に一層貢献していきたい」の言葉を頂きました。ささやかではありますが、今後もこうした活動を続けてゆきたいと思った一日となりました。



東京聖新会



戸塚新一支部長(右)



田無の会たんぽぽ



戸塚新一支部長(右)

記事 支部会計 関口豊一

報告

西東京第2支部

日帰り研修会実施

まん延防止等延長、ウクライナ侵攻で不安な社会情勢のさなかではありましたが、令和4年3月8日(火)に21名の参加で2年ぶりに恒例の支部日帰り研修会を行いました。ワクチン接種3回済み検査結果が陰性の方に絞り、都内限定、3密を心掛けて大型バス利用、マスク着用、消毒液検温の徹底により感染防止に気を付けて実施致しました。

朝8時半に田無を出発し、午前中すみだ北斎美術館を見学、昼食は12時より小笠原伯爵邸、午後は鳩山会館音羽御殿の見学をし、夕方5時に田無に着きました。北斎、小笠原、鳩山一族の歴史・作品・建造物に触れ、スペインのコース料理を満喫、静かな環境の中で笑顔あふれる有意義な時間を過ごす事ができ会員メリットになれたかな?と思います。

何はともあれ無事に全行程をおわらすことができたのが一番の研修になりました。参加していただいた皆様に感謝します。ありがとうございました。支部長 清水正幸



小笠原伯爵邸



鳩山一郎銅像

報告

新型コロナワクチン職域接種実施報告

当会会員企業からのご紹介により、3月26日(土)と27日(日)及び4月23日(土)に新型コロナウイルスワクチン「追加接種(3回目接種)」の接種会場を設けることができました。

接種当日は、「愛の泉診療所」の磯部院長と(有)ふれあい工房のスタッフの皆様にご協力いただき、混雑等することなく無事に接種が行われました。



《法人会受付》

従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

その1	東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
その2	従業員のための退職金を計画的に準備できます
その3	掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
その4	掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
その5	退職一時金は退職所得控除の対象になります
その6	ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
その7	簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



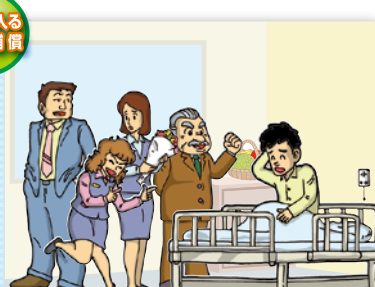
法人会のビジネスガード
Business Guard

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

**法人会の
ハイパーメディカル**
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



**法人会の
ハイパー任意労災**
地震災害の
リスクをガード
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG 損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

西東京支店

〒192-0083
東京都八王子市旭町 10-3
TEL 042-639-0720 FAX 042-646-1850
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)



くうしんさい 空芯菜とニンニクのシンプル炒め

東久留米第1支部 野島 貞夫 さん

●空芯菜は夏に最強の薬物野菜です。薬膳として身体の熱を取り余分な水分を排出する効果があると言われていて、身体を冷しやすいう野菜で、にんにくを加えてシンプル炒め、シャキシャキ感が美味しくて、いくらでも食べられる一品です。



材 料

- ・空芯菜……1袋(150g位)
- ・酒……………少々
- ・ニンニク………1～2片
- ・ごま油…………少々
- ・鶏ガラスープの素…少々
- ・塩コショウ…少々

作り方

- ①空芯菜を5～6cmの長さに切る。にんにくをスライスに切にする。
- ②フライパンにごま油とにんにくを入れて加熱する、香りが出できたら、強火にして空芯菜をさっと炒め。
- ③鶏ガラスープの素は酒で溶いておき、フライパンに加える、全体をほぐすようによく混ぜます。
- ④水分を飛ばして、最後に塩コショウで味を付ければ、完成です。

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味や日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規程

- 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)
- 記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どうぞご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



東村山法人会ホームページ リニューアルしました！！



スマホにも
対応



QRコードの読み込みor検索をお願いします

東村山法人会

検索

※詳しくは、同封のチラシをご確認ください。

公益社団法人東村山法人会報 [280号] 令和4年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁無断転載